

令和7年度第3回 神栖市下水道料金適正化検討委員会 資料

令和8年2月4日（水）午後1時30分から
場所 神栖市役所分庁舎2階会議室1



目次

はじめに	P1
1. 目指すべき改定の指標	P3
2. 適正な料金体系の設定について	P6
3. 使用料改定案	P11

●はじめに：前回の振り返りと今回の流れ

1 現状、汚水処理にかかる費用を使用料で賄えていない。
不足分は一般会計からの繰入金（税金など）により補填している

2 対策として年間約161件の戸別訪問により下水道接続の啓発活動に加え、
不明水対策や包括的民間委託、現施設の長寿命化の推進を行う。

3 よって、独立採算制を目指す上で「汚水処理に対する使用料の不足分」を
どのように解消するのか（料金案）についてお示しします。

●はじめに：振り返り（数値関連：前回資料引用）

独立採算制の原則適用による基準外繰入金（営業助成分）の減少に伴う収入減

公営企業の収入について、独立採算制の原則に基づき、基準外繰入金を減少させると、年間の収入が約7千万円程度減少する見込みとなっております。また、令和9年度以降の純利益のマイナスを含めると、5年間の平均で約8千100万円程度収入が不足することとなります。

収益的収支	R8	R9	R10	R11	R12
経常収入…A	1,825,601	1,830,510	1,823,968	1,821,773	1,818,767
うち繰出基準外繰入金	70,499	70,240	70,019	69,824	69,649
経常費用…B	1,819,105	1,832,265	1,840,121	1,836,310	1,841,551
当年度純利益(純損失)…A-B	6,496	-1,755	-16,153	-14,537	-22,784
使用料不足額	70,499	71,995	86,172	84,361	92,433

神栖市下水道経営戦略より抜粋・加工

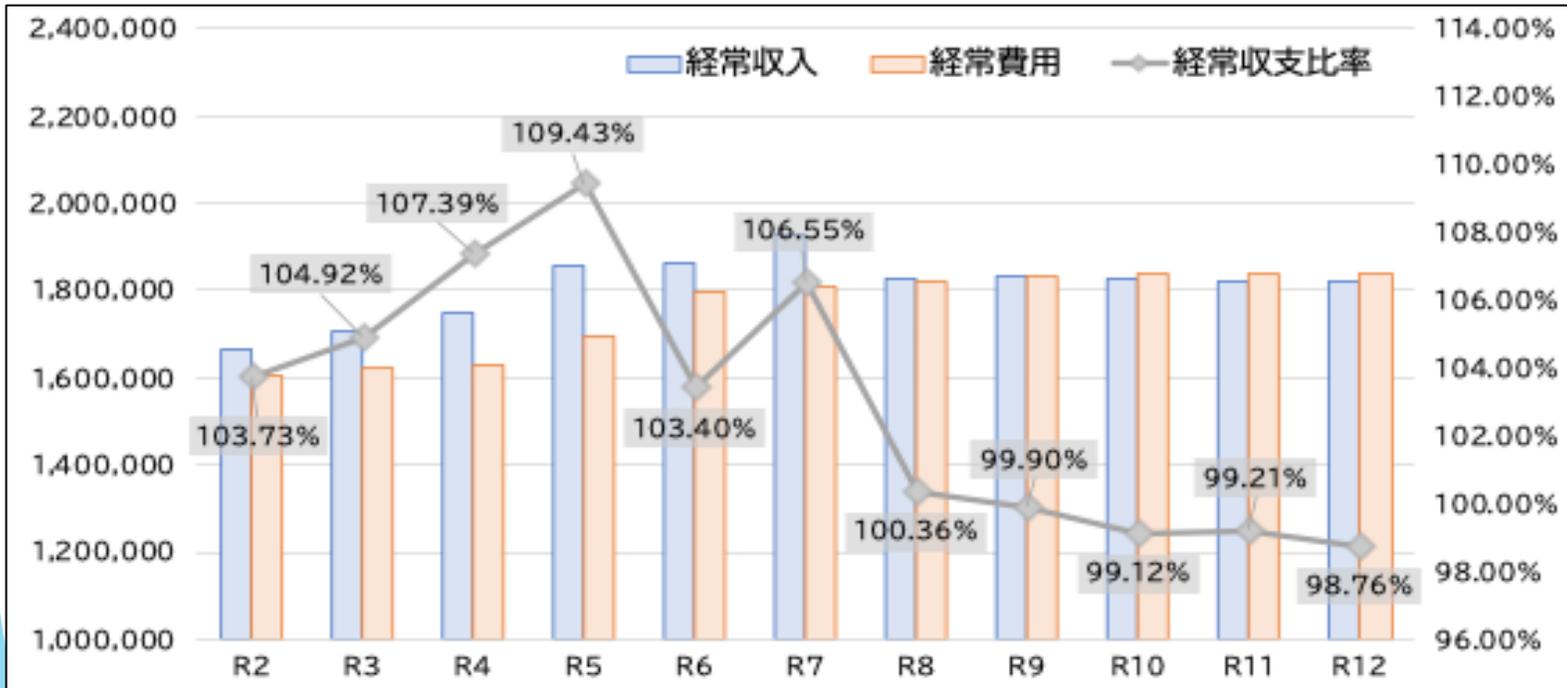
■使用料不足額の5カ年の平均＝81,092千円

→この不足額を賄うべく、料金改定案を比較・検討いただきます。

1. 目指すべき改定の指標

● 現行の指標（経常収支比率：国の定める目標は100%）

収益的収支	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
経常収入(千円)	1,663,194	1,703,997	1,748,839	1,855,586	1,860,759	1,926,794	1,825,601	1,830,510	1,823,968	1,821,773	1,818,767
うち使用料収入(千円)	676,389	675,247	688,805	693,417	694,673	699,718	704,800	709,916	709,279	708,643	708,007
うち基準外繰入金(千円)	0	0	49,615	114,612	50,000	65,000	70,499	70,240	70,019	69,824	69,649
経常費用(千円)	1,603,425	1,624,100	1,628,505	1,695,748	1,799,491	1,808,367	1,819,105	1,832,265	1,840,121	1,836,310	1,841,551
当年度純利益(純損失)(千円)	82,110	80,004	118,869	159,799	61,268	118,427	6,496	-1,755	-16,153	-14,537	-22,784
<参考>経常収支比率	103.73%	104.92%	107.39%	109.43%	103.40%	106.55%	100.36%	99.90%	99.12%	99.21%	98.76%



● 収入と費用の比率で算出する経常収支比率ですが、令和9年度より100%を割り、赤字が発生する見込みです。

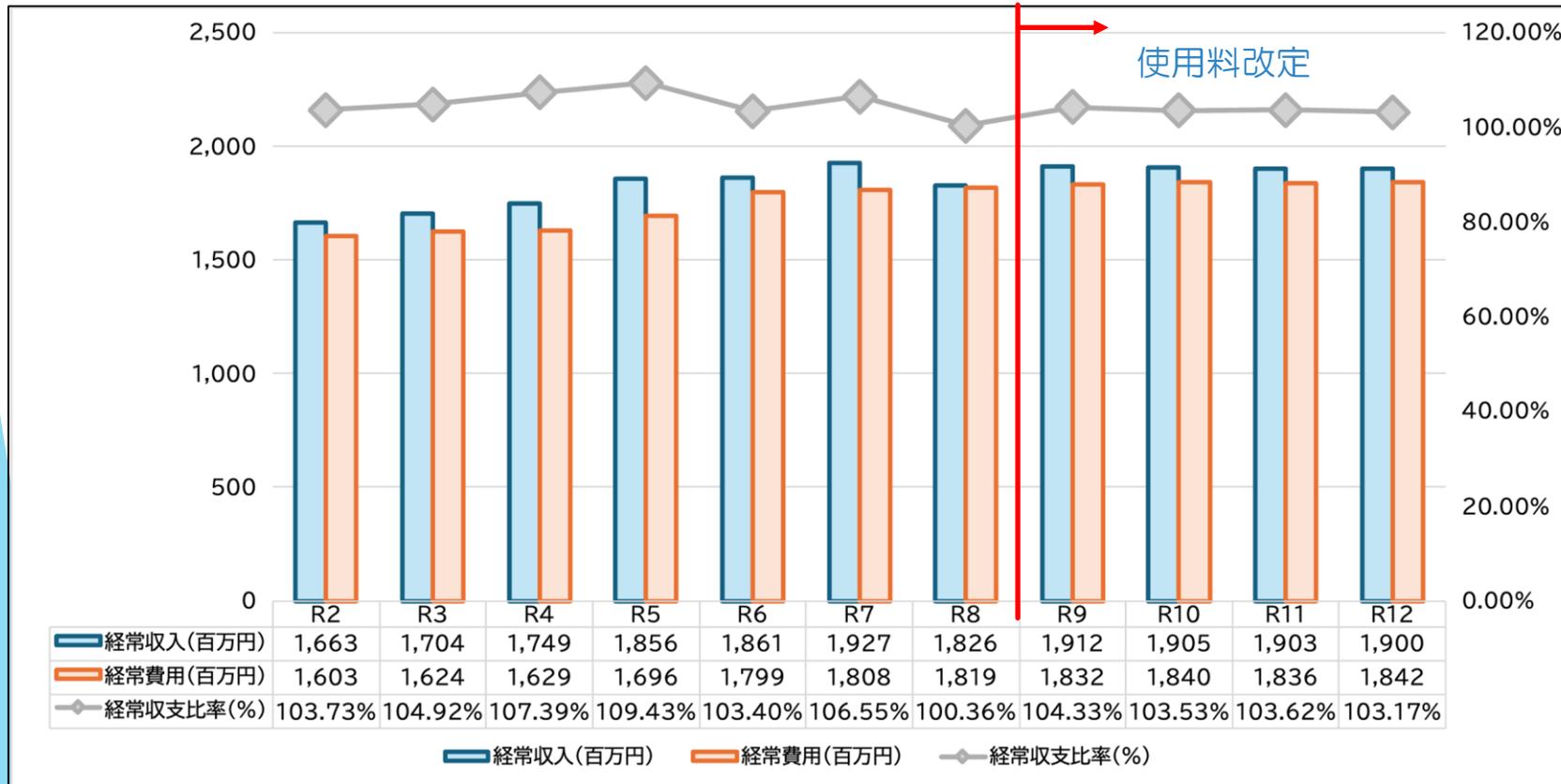
さらに、基準以上に繰り入れている基準外繰入金的分も含め、収支均衡にするために、収入の引き上げが必要になります。

← 実績値 | 推計値 →

神栖市下水道経営戦略より抜粋・加工

●令和9年度以降、料金不足81,092千円を増やした場合

収益的収支	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
経常収入(千円)	1,663,194	1,703,997	1,748,839	1,855,586	1,860,759	1,926,794	1,825,601	1,911,602	1,905,060	1,902,865	1,899,859
うち使用料収入(千円)	676,389	675,247	688,805	693,417	694,673	699,718	704,800	791,008	790,371	789,735	789,099
うち基準外繰入金(千円)	0	0	49,615	114,612	50,000	65,000	70,499	0	0	0	0
経常費用(千円)	1,603,425	1,624,100	1,628,505	1,695,748	1,799,491	1,808,367	1,819,105	1,832,265	1,840,121	1,836,310	1,841,551
当年度純利益(純損失)(千円)	82,110	80,004	118,869	159,799	61,268	118,427	6,496	79,337	64,939	66,555	58,308
<参考>経常収支比率	103.73%	104.92%	107.39%	109.43%	103.40%	106.55%	100.36%	104.33%	103.53%	103.62%	103.17%



神栖市下水道経営戦略より抜粋・加工

●収入と費用の比率で算出する経常収支比率が、計画最終年度まで100%以上を維持する見込みです。

さらに、基準以上に繰り入れている基準外繰入金の分も削減し、収支均衡になります。

2. 適正な料金体系の設定について

●下水道使用料体系の検討

<概要>

下水道使用料体系は、各団体の条例で定められ、その体系は団体により異なる。神栖市では二部料金制で、従量使用料は逡増（ていぞう）型を採用している。

構成	区分	種別	負担の考え方
一部料金制	定額使用料又は従量使用料		排水量に多寡にかかわらず定額を負担又は排水量に応じた負担
二部料金制	基本使用料		排水量の多寡に関わらず定額を負担
	従量使用料	逡増型	排水量に応じて1 m ³ あたりの単価を乗じた額を負担排水量に応じ単価が高くなる制度
		逡減型	排水量に応じて1 m ³ あたりの単価を乗じた額を負担排水量に応じ単価が低くなる制度
		単一	排水量に応じ1 m ³ あたりの単価を乗じた額を負担

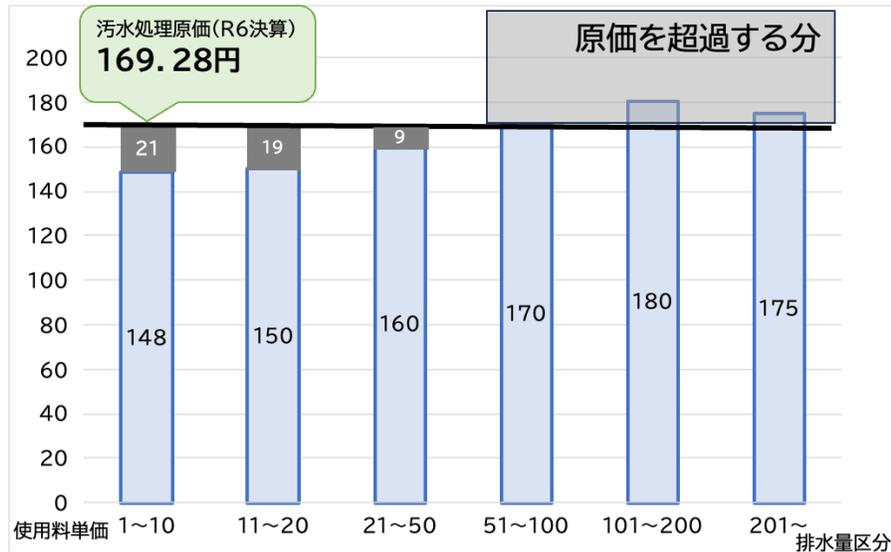
● 下水道使用料の考え方

国の考え

R2（2020）.7月『人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会』の提言から引用

使用水量の大宗を占める小口使用者の負担を小さくするために、一部の大口使用者のみに過度な負担を強いることは、景気動向で水量の多寡が左右され、経営の不安定化を招くとともに、民間企業等の転出や自己処理への変更を誘発して、結果的に小口使用者の負担増を招くおそれがある。

このため、従量使用料における累進度（＝逓増度）の設定に当たっては、使用水量区分ごとの使用者分布の実態及び今後の見通しを十分に踏まえつつ、ボリュームゾーンに分布する使用者群において、汚水処理原価に近い使用料単価を負担することが基本となるよう留意すべきである。



本市ボリュームゾーン

区分	単価	件数	構成比
基本(実総数)	1,200	8,699	3.47%
1~10		105,379	41.95%
11~20	150	80,332	31.98%
21~50	160	51,597	20.54%
51~100	170	2,718	1.08%
101~200	180	1,231	0.49%
201~	180	1,229	0.49%
計		251,185	100.00%

● 逦増度について

※2ヶ月徴収の団体は1ヶ月分へ割り戻し

逦増度比較 (令和8年1月時点)	本市	潮来市	鹿嶋市	行方市	銚田市	かすみが うら市	笠間市	那珂市	筑西市	結城市	平均
基本使用料	1,200	1,600	1,200	1,600	2,200	1,100	1,610	1,400	1,360	1,500	1,326
最小単価/m ³ /月	120	160	120	160	220	110	161	140	136	150	150
最大単価/m ³ /月	180	220	170	170	130	180	195	180	220	200	184
逦増度	1.50	1.38	1.42	1.06	0.59	1.64	1.21	1.29	1.62	1.33	1.22
逦増度の順位	3	5	4	9	10	1	8	7	2	6	

上の図は、鹿行エリアと神栖市の類似団体に当たる茨城県内の市町村における逦増度比較です。

【ポイント】

逦増度は、多量の利用者への依存度を測る指標です。この指標が高ければ高いほど、多く使う事業者からの使用料収入に頼っていることとなります。

逦増度 = 最大単価 ÷ 最小単価

最小単価：1 m³利用時の最小となる単価

例（本市）：1200円 ÷ 10m³ = 120円

最大単価：一番使用水量が多い区分の最大となる単価

例（本市）：100m³以上 180円

※類似団体とは規模や性質などが似通っている市町村を一定の類型に従い、分けたものです。

下水道事業の場合は、処理区域内人口（下水道が使用可能な地域の人口）や事業開始年数等で分類されています。

●利用実態について

右の図は、本市の料金・水量を基にしたボリュームゾーンです。

【ポイント】

- ①利用水量／②使用料収入
- ①と②が同じ推移で進めば、使用者からの適正な回収ができていていることを示します。

構成比を勘案した場合の配賦は以下の通りです。

1. 基本料金への配賦

全水量の4割以上が占めている0～10m³区間をカバーする基本料金の引き上げが必要となります。

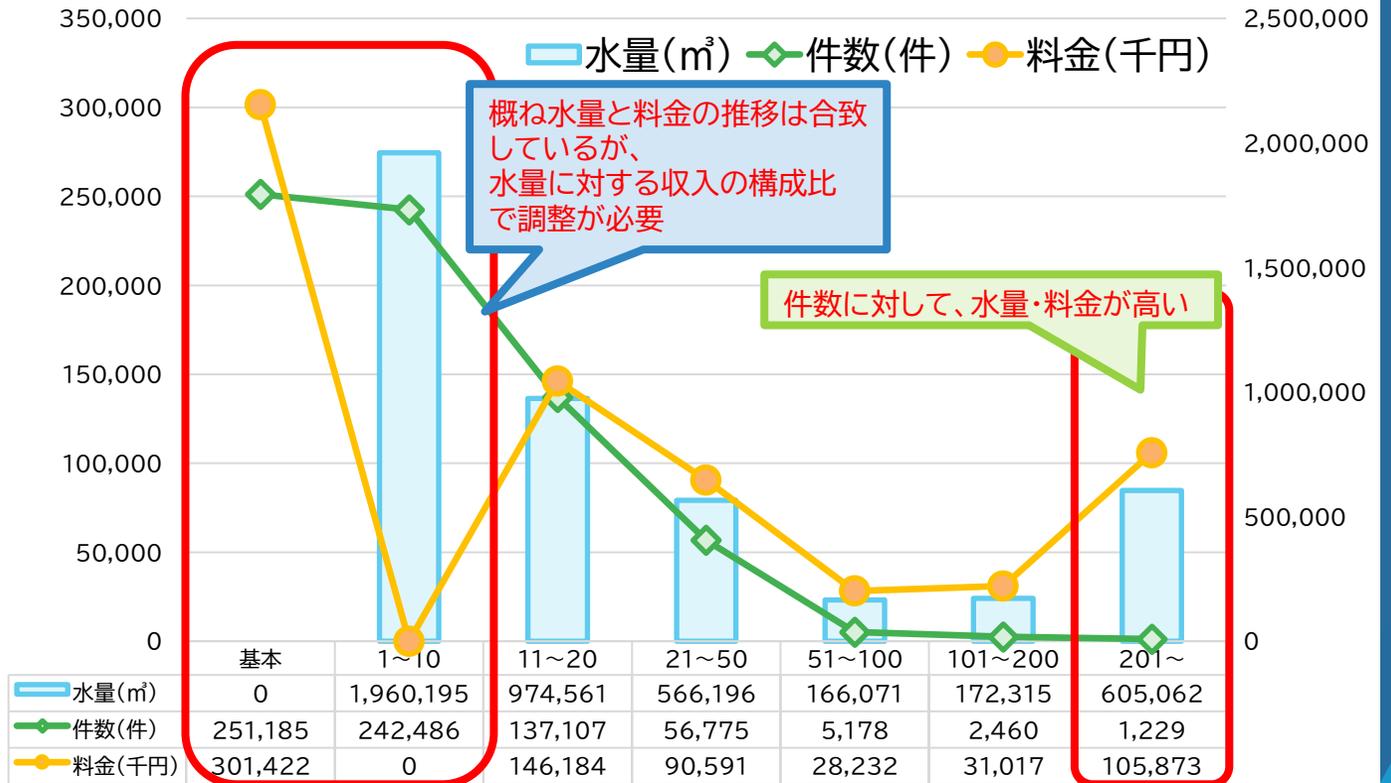
2. ボリュームゾーンの単価是正

11～20m³は水量構成比が約22%と非常に高い割に、単価が安く設定。是正が必要となります。

3. 21m³以上のなだらかな傾斜

21m³以上については、急激な負担増を避けつつ、大口（101m³～）も引き上げることで、全体の公平性も求めることが必要となります。

単位：千円、件



単位：m³

区分	料金(千円)	構成比	水量(m ³)	構成比
基本	301,422	42.86%	0	0.00%
1～10	0	0.00%	1,960,195	44.10%
11～20	146,184	20.79%	974,561	21.93%
21～50	90,592	12.88%	566,196	12.74%
51～100	28,232	4.01%	166,071	3.74%
101～200	31,017	4.41%	172,315	3.88%
201～	105,873	15.05%	605,062	13.61%
計	703,320	100.00%	4,444,400	100.00%

3. 使用料改定案

●使用料への転嫁（配賦）方法に基づく改定パターン

改定案A

不足金額の均等配賦（11%）
全料金体系に対し、均等な割合で値上げ

改定案B

一般家庭等、小口利用者へ配慮した
他、大口利用者への配分を多めに値上げ

改定案C

利用実態、および逡増度を加味した
料金体系への配賦

改定案D

企業などの大口利用者へ配慮した
基本料金のみでの値上げ

改定案E

一般家庭等、小口利用者へ配慮した
従量料金のみでの値上げ

●改定案 A について

○考え方と案

使用量や世帯構成によらず、全ての利用者に等しく負担を求める考え方です。
「受益者負担の原則」に基づき、現在の利用状況を維持したまま全世帯・事業者
者に等しく負担を求める公平な案です。

○改定案 A 料金体系

目安人数	汚水排除量(m ³)	現行	均等配賦	改定額
基本	0	1,200	1,330	130
1~2人	1~10	0	0	0
2~3人	11~20	150	170	20
3~6人	21~50	160	180	20
法人など	51~100	170	190	20
法人など	101~200	180	200	20
法人など	201~	180	200	20

使用料改定の影響

改定後は各世帯で1か月あたり下記の負担増となることが見込まれます

例：1か月の下水道使用料が2,700円だった方（旧使用料金帯で20m³利用）
1か月の下水道使用料が3,030円

●改定案Bについて

○考え方と案

小口利用者への影響を抑えつつ、不足額を大口利用者側で補う考え方です。
生活基盤となる一般家庭（1～2人世帯）の負担を最小限に抑え、支払い能力が比較的高いと考えられる大口利用者に応分以上の負担を求める案です。

○改定案B料金体系

目安人数	汚水排除量(m ³)	現行	小口配慮	改定額
基本	0	1,200	1,300	100
1～2人	1～10	0	0	0
2～3人	11～20	150	170	20
3～6人	21～50	160	180	20
法人など	51～100	170	190	20
法人など	101～200	180	210	30
法人など	201～	180	210	30

使用料改定の影響

改定後は各世帯で1か月あたり下記の負担増となることが見込まれます

例：1か月の下水道使用料が2,700円だった方（旧使用料金帯で20m³利用）
1か月の下水道使用料が3,000円

●改定案Cについて

○考え方と案

実際の使用水量分布と原価構造を踏まえ、最も合理的に配賦する考え方です。
国の指針に沿い、全水量の4割以上を占める「0~10m³（基本料金枠）」の単価を是正し、
ボリュームゾーンから適正に回収する案です。

○改定案C料金体系

目安人数	汚水排除量(m ³)	現行	ボリュームゾーン	改定額
基本	0	1,200	1,400	200
1~2人	1~10	0	0	0
2~3人	11~20	150	160	10
3~6人	21~50	160	170	10
法人など	51~100	170	180	10
法人など	101~200	180	200	20
法人など	201~	180	200	20

使用料改定の影響

改定後は各世帯で1か月あたり下記の負担増となることが見込まれます

例：1か月の下水道使用料が2,700円だった方（旧使用料金帯で20m³利用）
1か月の下水道使用料が3,000円

●改定案Dについて

○考え方と案

使用水量に左右されにくい、安定した収入確保を重視する考え方です。
地域の経済基盤を支える企業等の負担増を避け、全ての利用者が「下水道というインフラを維持するための固定費」として同額を負担する案です。

○改定案D料金体系

目安人数	汚水排除量(m ³)	現行	基本料金改定	改定額
基本	0	1,200	1,520	320
1~2人	1~10	0	0	0
2~3人	11~20	150	150	0
3~6人	21~50	160	160	0
法人など	51~100	170	170	0
法人など	101~200	180	180	0
法人など	201~	180	180	0

使用料改定の影響

改定後は各世帯で1か月あたり下記の負担増となることが見込まれます

例：1か月の下水道使用料が2,700円だった方（旧使用料金帯で20m³利用）
1か月の下水道使用料が3,020円

●改定案Eについて

○考え方と案

小口利用者への影響を最小限に抑えることを最優先する考え方です。
使わなければ安くなり、1人世帯や節水努力をしている世帯の負担を全く増やさない案
です。なお使用水量に依存するため、安定した財源確保は難しくなります。

○改定案E料金体系

目安人数	汚水排除量(m ³)	現行	従量料金改定	改定額
基本	0	1,200	0	0
1~2人	1~10	0	0	0
2~3人	11~20	150	190	40
3~6人	21~50	160	200	40
法人など	51~100	170	210	40
法人など	101~200	180	220	40
法人など	201~	180	220	40

使用料改定の影響

改定後は各世帯で1か月あたり下記の負担増となることが見込まれます

例：1か月の下水道使用料が2,700円だった方（旧使用料金帯で20m³利用）
1か月の下水道使用料が3,100円

●改定の影響・改定率の明示

「現行料金」と「料金改定案」による影響見込み及び金額比較 ※赤字平均改定率が11%を超える区分※改定率=(改定後料金-現行料金)÷現行料金×100											
区分種別	水量使用例 (m ³)	改定案A 改定料金(円)	改定率 (%)	改定案B 改定料金(円)	改定率 (%)	改定案C 改定料金(円)	改定率 (%)	改定案D 改定料金(円)	改定率 (%)	改定案E 改定料金(円)	改定率 (%)
平均改定率		11.99%		12.02%		12.05%		11.69%		14.42%	
独身単身者	8	1,330	10.83%	1,300	8.33%	1,400	16.67%	1,520	26.67%	1,200	0.00%
夫婦2人世帯	15	2,180	11.79%	2,150	10.26%	2,200	12.82%	2,270	16.41%	2,150	10.26%
家族4人世帯	25	3,930	12.29%	3,900	11.43%	3,850	10.00%	3,820	9.14%	4,100	17.14%
小規模事業所	100	17,930	12.06%	17,900	11.88%	17,100	6.88%	16,320	2.00%	19,600	22.50%
医院	200	37,930	11.56%	38,900	14.41%	37,100	9.12%	34,320	0.94%	41,600	22.35%
工場	300	57,930	11.40%	59,900	15.19%	57,100	9.81%	52,320	0.62%	63,600	22.31%
スーパー	500	97,930	11.28%	101,900	15.80%	97,100	10.34%	88,320	0.36%	107,600	22.27%
大口利用者	1,000	197,930	11.20%	206,900	16.24%	197,100	10.73%	178,320	0.18%	217,600	22.25%

●改定の影響・改定率の詳細

改定案A（均等配賦案）

不足額を全利用者に広く公平に負担いただくため、現行の料金体系を維持したまま、概ね11%程度の引き上げを見込みます。1円単位の端数調整により完全に一律ではありませんが、全世帯・全事業者に対して等しく負担を求める、最もシンプルな案です。

改定案B（小口利用者配慮・大口シフト案）

A案をベースに、1～2人世帯などの小口利用者の負担増を抑え、その分を大口利用者へ配分しています。これにより、200m³を超える利用者は14%以上の高い改定率となり、使用量が増えるほど負担割合が上がる仕組みです。家計には優しい反面、多量利用者への依存度が高まるため、経営への影響が懸念されます。

改定案C（利用実態・ボリュームゾーン是正案）

本市の利用実態と国の指針（汚水処理原価との乖離解消）に基づき算定しています。全利用者の約4割を占める10m³までの基本料金を200円引き上げることで、安定財源を確保します。特定の層に過度な負担を強いることなく、公平で持続可能な体系を目指します。

改定案D（基本料金シフト案・大口配慮）

将来的な人口減少を見据え、水量に関わらず発生する固定費を全利用者で均等に分担する考え方です。大口利用者の改定率は最小限（0.18%～）に抑えられ配慮していますが、1～2人世帯の改定率が26.6%と高くなるなど、小口利用者の負担感が相対的に強まる特徴があります。

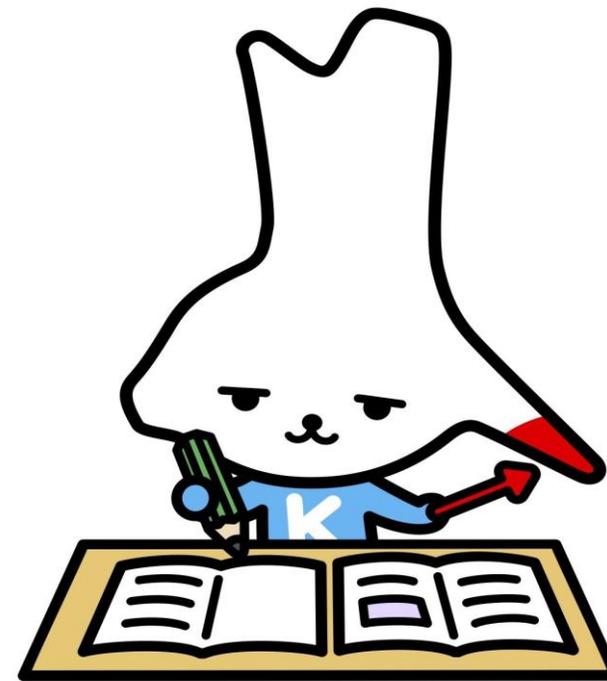
改定案E（従量料金シフト案・単身者配慮）

A案をベースに、1人世帯や節水世帯の負担を全く増やさないよう、従量料金のみで改定分を配分しています。100m³を超える利用者には22%以上の大幅な改定が適用されるため、B案よりも大口利用者への依存度が強まり、節水や情勢の変化によって財源が不安定になるリスクを抱えています。

●適正な料金の考え方について

◆本日の会議における要点

1. 神栖市の現況と目指すべき指標
2. 下水道使用料の改定案・検討
3. 検討材料となる料金の考え方



以上を踏まえて、適正な料金体系のための改定案についてご検討願います。